

官報

号外 昭和二十八年三月九日

○第十五回 參議院會議錄第三十二号

昭和二十八年三月九日(月曜日)午前十時五十七分開議

議事日程 第三十一号

昭和二十八年三月九日

午前十時開議

第一 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第二 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第三 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第四 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般

會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文部委員 西山 龜七君
農林委員 山縣 勝見君
予算委員 原 虎一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文部委員 山縣 勝見君
農林委員 西山 龜七君
予算委員 曾根 益君
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案可決報告書

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案可決報告書

去る四日委員長から提出した左の公職會開会承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

一、事件の名称 売春等処罰法案
一、公職會の問題 売春等処罰法案について
一、公職會の月日 昭和二十八年三月十七日及び十八日

右本委員会の決議を経て、參議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十八年三月四日

法務委員長 中山 福藏
參議院議長 佐藤尚武殿

去る六日委員長から提出した左の公職會開会承認要求に対し、議長は即日これを承認した。

公職會開会承認要求書

一、事件の名称 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(予備審査)

一、公職會の問題 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について

一、公職會の月日 三月十八日
右本委員会の決議を経て、參議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十八年三月六日

労働委員長 安井 謙
代理理事 安井 謙
參議院議長 佐藤尚武殿

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、国家公安委員に金正米吉君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

同日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定による左の報告書を受領した。

地方財政の状況報告書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

厚生省公衆衛生 楠本 正康君
局環境衛生部長 石井出太郎君
中小企業庁 振興部長
通商産業省 通商局長 松尾泰一郎君
通商局次長

同日内閣総理大臣から、厚生省公衆衛生局環境衛生部長楠本正康君外二名(前掲議長承認の通り)を第十五回國會政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昭和二十八年三月九日 參議院會議錄第三十二号 議長の報告

昭和二十八年三月九日 参議院會議録第三十二号 會議 議員派遣の件 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案外一件

一昨七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

産業労働者住宅公社法案(志村茂治君外五十五名提出)

建設委員会に付託
主要農作物種子法の一部を改正する法律案(中尾辰猪君外二十四名提出)
有畜農家飼料特別措置法案(寺島隆太郎君外二十四名提出)

農林委員会に付託
同日衆議院から、同院は国家公安委員に金正米吉君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は国家公安委員に金正米吉君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。労働委員長から、電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律

案の審査に資するため、福島県に、野田卯一君、榊家夫君、堀屋翠君を本月十三日から十七日までのうち三日間、山口県及び広島県に、安井謙君、原虎一君、重盛壽治君を今月十三日から五日間の日程を以て派遣せられたる旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案、(内閣提出)

日程第二、児童福祉法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長報告を求めます。

厚生委員長藤森眞治君

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年二月二十八日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案
消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案

(この法律の目的)
第一条 この法律は、消費生活協同組合の協同施設等の設備に必要な資金の貸付を行ふ都道府県に対し、長期且つ低利に、貸付資金を貸し付けることによつて、消費生活協同組合の事業の健全な発達を図り、もつて協同組織による国民生活の合理的改善を助長することを目的とする。

(都道府県に対する国の貸付)
第二条 政府は、都道府県が、厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合に対して、左の各号に掲げる資金を貸し付けるとき

は、その都道府県に対して、当該貸付金額の二分の一に相当する貸付資金を貸し付けることができる。

一 共同洗たく所、共同浴場その他の協同施設の設備に必要な資金

二 組合員の生活に必要な物資の加工又は生産のための施設の設備に必要な資金

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

(国の貸付金の条件)
第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分
二 貸付期間 七年(据置期間を含む)
三 償還方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。
3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県

に対して、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

(都道府県の貸付)
第四条 第二条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県は、消費生活協同組合に対して、同条各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、一組合当りの貸付の限度及び利率その他の貸付条件について、厚生省令で定めるところに従わなければならない。但し、国から貸付を受けた貸付金の二倍の額をこえて貸し付ける場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十條中第五十四号の次に次の一号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭

和二十八年三月九日法律第二十号)を附録に掲げ、この法律の施行期日を昭和二十八年四月一日とする。

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十條中第五十四号の次に次の一号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭

和二十八年三月九日法律第二十号)を附録に掲げ、この法律の施行期日を昭和二十八年四月一日とする。

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十條中第五十四号の次に次の一号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭

和二十八年三月九日法律第二十号)を附録に掲げ、この法律の施行期日を昭和二十八年四月一日とする。

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十條中第五十四号の次に次の一号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭

和二十八年法律第 号) の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

第十二条中第八号の次に次の一号を加える。

八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を施行すること。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

児童福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字は衆議院修正)

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第五十条第一号、第二号、第五号」を「第五十条第五号」に改める。

第五十三条中「第五十条」を「第五十条(第一号から第三号までを除く)」に改める。

第五十六条第二項中「市町村長において、」を「主務大臣又は都道府県知事が徴収すべき費用については都道府県知事において、市町村長が徴収すべき費用については市町村長において、それぞれに改め、同条第三項を削る。

第五十六条の四を第五十六条の五とし、第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 国庫は、第五十条第二号に規定する児童委員に要する費用のうち、厚生大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第七十一条中「及び第五十六条第三項」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「五百円以内を七月以内」内に改める。

〔藤森眞治君登壇、拍手〕

○藤森眞治君 只今議題と相成りました消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案並びに児童福祉法の一部を改正する法律案の二案につきまして、厚生委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案について申し上げます。

消費生活協同組合法が施行されましたから四年余を経過いたしているのがあります。組合の重要な仕事であるべき国民生活に都市生活者の生活改善のための事業につきまして、そのための施設の設備資金がないために、未だ極めて不十分でありますので、国と都道府県とが協力して、この資金を組合に貸付けて、事業の健全なる発達を図るため、本案の提出を見た次第であります。

次にこの法律案の要点を御説明申し上げますと、第一点は、都道府県が、厚生省令で定める基準に導する消費生活協同組合の共同洗濯所、共同浴場等の共同利用施設の設備に要する資金を貸付けた際、その半額を国から都道府県に対して貸付けることによつて、生

協組織による国民生活の合理的改善を助長しようとするものであります。第二点は貸付の条件等についてであります。国から都道府県に対する貸付金については、利率年三分、貸付期間七年、うち最初の二年を据置期間として元本を据置き、償還方法は、利子は毎年払とし、元本は据置期間経過後五年均等年賦償還としてあるのであります。又都道府県から組合に対する貸付金については、本制度の趣旨と都道府県の個々の事情とを勘案して、厚生省令で一定の限度を設け、その枠内で自主的に決定し得るようにならしてあるのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概略であります。本委員会におきましては、政府当局から提案理由及び内容につきまして詳細な説明を聴取してのち、慎重審議をいたし、熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正せんとする第一点は、児童措置費の負担能力に関する認定機関を調整しようとするものであります。即ち、従来は、国庫又は都道府県が支弁した児童措置費を本人やその扶養義務者の負担能力に応じて徴収する場合に、その負担能力に関する認定はすべて市町村長が当つていたのであります。が、この制度の下では、費用の支弁主体と認定機関が異なつておられますので、その徴収事務に煩雑を極める等、実情に副わない点が多々あり、又、他の社会福祉立法と軌を一にしない面もありましたので、今後は、国庫又は都道府県が支弁した児童措置費については、都道府県知事とその認定に当るようにならしてあるのであります。

お、従来児童措置費を都道府県が代つて負担した場合、その十分の一額を市町村にも負担させておりましたが、この規定も右の改正に伴ひまして廃止することにいたしましたのであります。改正の第二点は、現在、地方財政平衡交付金に繰入れられておる都道府県児童福祉審議会に要する費用等の国庫負担に関する規定を廃止いたすと共に、新たに、国庫は、都道府県が支弁する児童委員に要する費用のうち別に定めるものについては、その一部を補助しよう

にいたせんとするものであります。

昭和二十八年三月九日 参議院会議録第三十二号 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案外一件

官報(号外)

以上がこの改正法案の要点であります。以上がこの改正法案の要点であります。一部修正の上可決されたのであります。即ち、附則中に一項を追加して、母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)第四号第六号中の高等学校就学者に対する修学資金の貸付額「五百円以内」を「七百円以内」に改めた点であります。

本委員会におきましては、政府当局より法案の内容及び衆議院における修正点について詳細に説明を聴取いたしました。慎重に審議いたしましたところ、今回の改正措置並びに衆議院における修正は適切妥当な措置と認めましたので、格別質疑も行われず、討論も省略して採決いたしました結果、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、
日程第四、開拓者資金融通特別会計

において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、
日程第五、漁船再保険特別会計にお

ける漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、
日程第六、解散団体財産収入金特別

会計法を廃止する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上四案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武君

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」と、公有林野官行造林法第一条の規定により行ふ事業、民有林野について一般会計から委託を受けてする治山事業(以下「委託治山事業」という)及びこれらの附帯業務」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。
第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 委託治山事業及びその附帯業務に従事する職員についての給与その他の経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をする事ができる。

附則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の国有林野事業特別会計法第十八条の二の規定は、昭和二十八年年度の予算から適用する。

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号ロ中「及び公有林野官行造林地の管理及び経営の」を削る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

計法第十八条の二の規定は、昭和二十八年年度の予算から適用する。

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号ロ中「及び公有林野官行造林地の管理及び経営の」を削る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武君

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一般会計からする繰入金に関する法律
1 政府は、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三十二条第二項の特種保険の再保険に係る事業について、昭和二十七年年度における同項に規定する特殊保険事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十八年年度において、一般会計から、五千万円を限り、漁船再保険特別会計の特種保険勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律

解散団体財産収入金特別会計法(昭和二十五年法律第六十六号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年年度分の収入支出並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律施行の際解散団体財産

収入金特別会計に属する資産(現金及び昭和二十七年年度分の収入金に係る権利を除く)及び負債(昭和二十七年年度中に支払義務の生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く)は、この法律施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するものの外、解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年年度の出納の完結の際、同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来、林野庁における政府直轄の民有林野の治山事業は、一般会計の所屬職員が行なつていたのでありますが、その事業は、国有林野の治山事業と、その性質、労働、技術等において共通でありますので、この際、両者を併せて国有林野事業として行わせることにし、これに伴い、民有林野の治山事業及びその附帯業務に従事する職員の給与等の財源について、一般会計から繰入金をするのであります。

なお、このほか、国有林野事業の附帯業務であります官庁造林地の管理経営の事業をも国有林野事業とすることを明確に規定する等の改正をしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

者に対する資金の貸付に関する歳入歳出は、開拓者資金融通特別会計で経理いたしており、その貸付金の財源は、この会計の負担による公債の発行又は借入金によることとなつておりますが、御承知の通り、従来一般会計からの繰入金を以て充てる措置がとられて参つたのであります。

本案は、昭和二十八年年度におきましても、この貸付金の財源に充てるために、一般会計から十七億二千五百四十五万三千円を限り、この会計に繰入れをすることとし、将来貸付金がこの会計に償還されました場合に、繰入金額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、一般会計へ繰戻すことにならうとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

昭和二十八年三月九日 参議院會議録第三十二号 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案外三件

本案は、漁船損害補償法の規定による特殊保険について、昭和二十七年年度における拿捕留置等の保険事故が異常に発生いたしましたために、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定における再保険金の支払が著しく増加いたしましたので、その支払財源に不足を生じたので、その事故の性質に鑑みまして、昭和二十八年年度において五千万円を限り一般会計からの繰入金金を以て補填しようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

解散団体財産収入金特別会計は、旧解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第三条の規定によつて、国庫に帰属した財産に関する収入金の經理を明確にいたしましたために、昭和二十五年年度に設置されたのでありますが、昨年七月、団体等規正令が廃止されると共に、国庫に帰属した財産の管理及

び処分現状からいたしまして、一般会計を区分して經理する必要はなくなりまして、昭和二十七年年度限りこの特別会計を廃止し、資産及び負債につきましては一般会計に帰属せしめることといたしますと共に、その引継ぎの時期等について所要の規定をしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員派遣の件

一、日程第一 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案
二、日程第二 児童福祉法の一部を改正する法律案

一、日程第三 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第四 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第五 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第六 解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
伊達源一郎君 館 哲二君
高橋 道男君 高田 寛君

島村 軍次君 杉山 昌作君
河井 彌八君 加賀 操君
岡部 常君 梅原 眞隆君
伊藤 保平君 赤澤 與仁君
赤木 正雄君 村上 義一君
宮城タマヨ君 三浦 辰雄君
藤森 眞治君 早川 慎一君
波多野林一君 菅岡 一郎君
小林 政夫君 小宮山常吉君
岡崎 眞一君 岡田 信次君
加藤 武徳君 植竹 春彦君
小杉 繁安君 石川 榮一君
大谷 盛清君 深水 六郎君
仁田 竹一君 草葉 隆圓君
黒田 英雄君 小林 英三君
中川 以良君 川村 松助君
寺尾 豊君 山田 佐一君
小串 清一君 野田 卯一君
重宗 雄三君 大野木秀次郎君
入交 太藏君 西川甚五郎君
宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
石村 幸作君 長谷山行敏君
滝井治三郎君 油井賢太郎君
安井 謙君 平林 太一君
長島 銀藏君 小瀬 彬君
上原 正吉君 園 伊能君

池田宇右衛門君 愛知 揆一君
鈴木 恭一君 木内 四郎君
西郷吉之助君 北村 一男君
小野 義夫君 前之園喜一郎君
泉山 三六君 石坂 豊一君
中川 幸平君 九鬼紋十郎君
駒井 藤平君 成瀬 晴治君
梅津 錦一君 高田なほ子君
三輪 貞治君 楠 繁夫君
小泉 秀吉君 矢嶋 三義君
若木 勝藏君 田中 一君
小林 亦治君 三橋八次郎君
羽生 三七君 千葉 信君
相馬 助治君 栗山 良夫君
小笠原三三男君 上條 愛一君
須藤 五郎君 岩間 正男君
池田七郎兵衛君 千田 正君
堂森 芳夫君 紅露 みつ君
林屋龜次郎君 松永 義雄君
山崎 恒君 鈴木 強平君
松浦 清二君 岩男 仁藏君
木内キヤウ君 有馬 英二君
一松 定吉君 松原 一彦君
櫻内 辰郎君 谷口弥三郎君
大隈 信幸君

國務大臣

國務大臣 大野木秀次郎君

國務大臣 林屋龜次郎君

政府委員

大藏政務次官 愛知 揆一君

厚生省社会局長 安田 巖君

厚生省児童局長 高田 正巳君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一〇〇
郵便東京一九〇〇官報機